

仕様書

1 業務名

札幌市青少年科学館仮設壁等撤去業務

2 業務場所

札幌市厚別区厚別中央1条5丁目2-20

札幌市青少年科学館2階及び3階（※詳細は別紙1「平面図」参照）

3 履行期限

契約締結日から令和4年10月14日（金）まで

4 業務内容

札幌市青少年科学館2階L字倉庫及び3階調光室の仮設壁等の解体・撤去を行うとともに、調光室や旧バーチャリウムに残置されている機械器具等についても併せて撤去・処分を行うこと。

(1) 2階L字倉庫

当該倉庫の仮設壁やドア等を全て解体・撤去し、廃材の処分を行うこと。

また、照明等の電気設備も設置されていることから、ケーブル類等附属品についても撤去を行い、撤去後に残置物がない状態とすること。

(2) 3階サイエンスホール（旧バーチャリウム及びプレシヨールーム）

展示室側から見て、プレシヨールーム入口上部に残置されている（丸型）照明及びサイエンスホール前天井に残置されている（四角錐型）照明を全て撤去・処分する。

また、サイエンスホール壁面（展示室側）上部にモニターが1台残置されていることから、当該モニターも撤去・処分すること。

(3) 3階調光室

調光室の仮設壁やドア等を全て解体・撤去し、廃材の処分を行うこと。

また、調光室内においては、別紙2「機器一覧表」の①調光装置及び②自動演出装置が残置されているため、これらの機械器具や造作物等の撤去も併せて行うこと。

なお、機械器具につながっているケーブル類等附属品についても撤去を行い、撤去後に残置物がない状態とし、調光装置（※機器一覧①）の床から来ている電気配管については、300mmほど残し切断し、切断部はビニールテープ等で絶縁処理を施すこと。

5 提出書類等

- (1) 作業写真（作業前、作業中、作業後）
- (2) 完了届
- (3) マニフェスト（写）
- (4) その他、委託者が必要と認める書類

6 その他

- (1) 受託者は、事前に作業に当たって必要な事項（作業日程、作業方法等）について、施設管理者と十分な打合せを行うこと。また、作業に当たっては、関係法令を遵守し、施設の管理運営に支障をきたすことのないよう万全を期すこと。
- (2) 作業場所において、事故等が発生した場合は、すみやかに委託者及び施設管理者に報告すること。なお、従業員等に対する安全管理に十分留意し、受託者は自らに瑕疵ある事故等に関する一切の責任を負うこと。
- (3) 業務の実施に当たっては、関係法令を遵守すること。
- (4) 本仕様書に記載がない事項及び疑義が生じた際は、すみやかに委託者と協議すること。

7 担当課

札幌市中央区北 2 条西 2 丁目 S T V 北 2 条ビル 4 F

札幌市教育委員会生涯学習部生涯推進課

担当：菊川 電話：011-211-3871